

中学校の生徒に対する弁理士による
知的財産授業について

羽鳥 亘*・伊藤 高英**

中学校の生徒に対する弁理士による 知的財産授業について

羽鳥 亘*・伊藤 高英**

目次

- I. はじめに
- II. 前半の授業内容（担当弁理士羽鳥亘）
 - 「身近なものを題材に知的財産を学ぶ」
 - (1) 「知的財産」全般及び「商標」に関する授業内容
 - (2) 「特許」に関する授業内容
 - (3) 「著作権」に関する授業内容
 - (4) まとめ
- III. 後半の授業内容（担当弁理士伊藤高英）
 - 「発明の“Why”と“How”を考える」
 - (1) はじめに
 - (2) “Why”と“How”について
 - (3) 有名な発明者について
 - (4) なぜ発明をしたのか？
 - (5) 「温故知新」について
 - (6) コクヨの「プニョプニョピン」を生徒全員に配布して
 - (7) ファイル綴用の「ブクリップ」を生徒全員に配布して
 - (8) 発明できるのはだれ？
 - (9) まとめ

I. はじめに

知的財産戦略大綱に、知的財産に関する知識の普及および教育が掲げられている中、知的財産支援センターと広報センターでは協働して、小中学校支援チームを設置し、次世代層の「知的財産マインド」育成のために、「母校（小学校・中学校）に戻ろう」とのスローガンのもと、弁理士を教育現場に派遣し学校教育の中で、知的財産の基本的な考え方を直接指導する活動に関する検討・検討の為のテスト講義の実行を行っております。

この学校教育現場における弁理士による知的財産権指導の第一回目の授業が、平成15年9月16日に創世中等教育学校（群馬県前橋市）において、「知的財産って、なんだろう？」というタイトルのもと羽鳥亘・伊藤高英の両名が半分ずつ授業を担当する形式で行われましたので、その授業内容を紹介したいと思います。

尚、この授業は中学1・2年生に授業を行った後に、

中学3年生約35人を対象に50分行った授業内容となっています（文中一部分は生徒からの発言です）。

II. 前半の授業内容（担当弁理士 羽鳥 亘）

サブタイトル「身近なものを題材に知的財産を学ぶ」

(1) 「知的財産」全般及び「商標」に関する授業内容

①導入

羽鳥 皆さん、こんにちは。

— こんにちは。

羽鳥 「だれかが考えたアイデアをみんなで大切にしよう」と、このポスターに書いてあるけど、このアイデアを法律で守る「知的財産」というお勉強をこれからしようと思います。

知的財産と聞いて、わかんないよねえ。でも、「知的」っていうのは、言葉を置きかえると、頭で考えたものということなんだ。そういうふうに、頭でいろいろ考えたものを法律で保護していくっていうお勉強をこれからします。

②「阪神優勝」の文字が入ったTシャツを生徒に見せて

まず最初に、じゃーん。これ何でしょう。

— 阪神。

羽鳥 そう。みんな、この「阪神優勝」というこの服。

— あ、テレビでやった。

羽鳥 テレビでやった？ 見た？

— 見たよ。

羽鳥 そうですか。どういう話を聞いた？

— それが商品登録になってて……

羽鳥 うん。ちょっと違うね。「商標登録」というんだよね。

実はね、この「阪神優勝」という名前を一人の人が独占しちゃうという権利があって、これが商標登録と

*知的財産支援センター小中学校支援チーム部長

**広報センター

いうんだけど、この「阪神優勝」という名前を松戸市のある人がTシャツの分類で商標登録をもっているんだ。そうすると、どうなるの？ 阪神球団がさ、今回優勝して、「阪神優勝」という名前のTシャツを作りたいよねえ。だけど、勝手に作れなくなっちゃうんだよ。これが商標登録ってものなんだ。

③地元サッカーチーム「ザスパ草津」の図形商標が入ったTシャツ（スポンサーの「ユニクロ」のロゴも入っている）を生徒に見せて

これ、何でしょう。

— ユニクロ。

羽鳥 いや、いや。そりゃ、ユニクロなんだけどさ、もうちょっと、群馬なんだからさ。

— ザスパ草津。

羽鳥 うわっ、よく知ってる。うれしいな。ほんと、ね、そうだよ。何？ ザスパ草津って。

— チーム名。

羽鳥 チーム名だよ。

で、これね、何でしょっていうと、今、言ってくれたようにザスパ草津のユニフォーム。チームの人がね、みんな、これ着てプレーしてる。

実は、何の話をするかっていうと、これも実は商標登録なの。このマークが、実は商標登録されてるんだ。ということは、ほかのチームの人が使おうと思っても—ほかのチームって言うより、もっと具体的に言った方がいいかな。

例えばソフト部で全員がユニフォームにこのマークをつけたとするよね。ザスパ草津は有名だからさ、創世のソフト部も何か関連があるんじゃないかと思ってさ、創世のソフト部が有名になっちゃうよね。

— はい。

羽鳥 やっていいと思う？

— まずい。

羽鳥 何で？

— わかんない。

羽鳥 わかんないけど、何となくやってはまずいと思うよね。とりあえず、それでいいんだよ。で、それ、「何で」っていうと、実はこのマークが商標登録—この名前をザスパ草津のチームで持ってる、商標登録を。

そうすると、これ、実はユニクロさんも、このザスパ草津のオフィシャル何だっけな、要するに後援者。

— オフィシャルスポンサー。

羽鳥 あ、そう。オフィシャルスポンサーだから、使わせてもらえるわけ。けども、チーム本体が商標を持ってるから初めて誰かに使わせるということが出来るわけだよ。そういうことで、このザスパ草津のマークの商標権をチームが持っているから、こういうものをほかの人に使わせることができる。

だから、さっき言ってくれたように、例えば皆さんの学校のチームでこういうのをつけるということはやっちゃいけないってことなの。一人の人が持っていて、許可がないとやっちゃだめだよ、ほかの人はできませんよ。こういうものが商標登録ってものなんだ。



(2) 「特許」に関する授業内容

①PAT表示のある「ハンガー」を生徒に見せて

今度は商標登録じゃなくって「特許」という話をちょっとしてみたいんだけど、これ、ハンガーです。これをどう使うか。ちょっと椅子貸してくれる？

これは実は、こうやって、椅子の後ろにかけるんだよ。そうすると、これ、何すると思う？

— 服かけ。

羽鳥 そう。服をかける、確かに。

これをね、実演すると、こう脱ぐじゃない？ それでこういうふうにかけるんだ。

— へえー。おー。頭いいね。

羽鳥 そう。こういう新しいものを考えた人がいるのね。

大人はどうしてもスーツを着なくちゃいけないの。そのときに、椅子の後ろにかけとくと、しわくちゃになっちゃうんだよ。これがあると、こうやっておけばさ、ほら、しわくちゃにならないで済むよねえ。便利でしょ。こういうもの、ないよね。これは実は特許です。技術的にこういうものがまねされないように、法律で守られてるんだ。

じゃあさ、例えばこれをほかの人がまねしてきたとするよね。そういう行為、していいと思う？

— 絶対しちゃいけない。

羽鳥 あ、いいね、いいね、いいね。何で？

— さっきの……

羽鳥 ああ。それ、「特許」というんだけど、どういうことかという、みんな考えてもらいたいのは、何さん？ お名前。

— 小此木です。

羽鳥 たとえば、小此木さんがさ、この製品を一生懸命考えたとするよね。一生懸命考えた。夜も寝ずにね、一生懸命、そしてこれをつくったわけ。で、これはいいもんだって、売れ筋になってるわけさ。売れ筋になってるものを、お隣の人の名前は？。

— 茂木です。

羽鳥 茂木さん、例えば株式会社茂木がね、そういうふうに言った方がわかりやすいんで、株式会社茂木が勝手にまねして、ぼんぼんつくったら、どうなる？ 全然、開発費は要らないしさ、営業努力は要らないし、そんなこと、許されたら、世の中、困っちゃうじゃない。そういうのをさせないために、こういう新しいものをつくったら、特許で保護する。要するに、人間が頭の中で考えたものを法律で保護してくれてるわけね。

②「切手用水付器」(新旧両製品)を生徒に見せて

実は、これは(従来の切手用水付器)切手を貼るときに使う、水で湿らせて使うやつなんだけれども、これ、みんな、知ってるよね。こうやって、水をこのスポンジに湿らせておいて、切手をどンドン、貼っていくんだけど、そうすると、これ、カビがでちゃうんだよね。水をずうっと入れっぱなしにしていると、あんまりきれいじゃないしね。

そこでね、実はある人がこういうものを考えました(特許の切手用水付器)。あ、卓球部、いない？

羽鳥 いやいや、どのクラブでもいいんだよ。卓球部の話題じゃないんだけどさ、実は、卓球部にある、あるものを使ってこの発明品ができてるのね。

— あ、ピンポン玉。

羽鳥 あ、ピン、ポーンだね。

— あっはっは。

羽鳥 いーい？ 見てね。これのふたをあけるよ。何が入ってるか？ ほら。

ピンポン玉が入ってるね。

これは、どういうことかっていうと、この中に水を入れて、これを「ぽっ」と浮かばしてあげるわけね。要するに、水を入れてピンポン玉が中に入ると浮くじゃない？ それをこう、はめてあげるわけ。そうすると、今度はくるくる、くるくる、回るようになるわけ。わかった？ この水がこのピンポン玉の回りにつくことを。理科で習わなかった？

— 表面張力。

羽鳥 そう。すごい。表面張力というものを使ってさ、こういうものができちゃう。

こういう新しく物を考えた人がいるわけ。それがまねされないように、特許になってるわけね。そうすると、同じものをほかの人がつukれないわけさ。どう、人間が頭で考えたものを特許で守っていく、すごいよね。

③「持運用ゼロテープ器」(新旧両製品)を生徒に見せて

でね、もう一つ。実は、これもまたおもしろいものを持ってきました。(従来タイプの小型ゼロハンテープ器を見せる)。

羽鳥 ゼロハンテープの小さい容器だけど、持ち歩くとき、何が不便？

— その溝のところに物があつたりすると、テープがくしゃくしゃになっちゃう。

羽鳥 ああ。それもあるね。あとさ、何かない？

— 刃が……。

羽鳥 そうだね。要するに、怪我しちゃって危ないじゃない？ そこでこういうのを考えた人がいます。何でしょう？(特許の小型ゼロハンテープ器を見せる)。

— (二つ折り状態の容器を)ぱかっとか開く。

羽鳥 あ、鋭い。

実はこれは、こう、ぱかっとかくんだ。そうすると、同じ形になるんだよ。使うときは、こう使えばいいんだけど、これ、「ぱかっ」とふた、閉めれば、テープぐちゃぐちゃにならないよね。

— あ、便利だ。便利だ。

羽鳥 これは、どうなの？ この刃のところも入っちゃうじゃない？ これ、持ち運びしても危なくないよね。これ、便利だね。

じゃあ、こういう便利なものを、どうなの、また、さっきの話—あ、君、名前、何ていうの？

— 藤井。

羽鳥 たとえば、藤井商会在が考えたよ。藤井商会在がば

んぼん売れてるよ。それをさ、君、何ていうの？

— 田川。

羽鳥 たとえば田川物産が、これを勝手につくったとするよ。

— まずいよ。

羽鳥 だから、これをね、そういうことをされないように、特許を取ればいいよね。特許を取ると、そういうことをほかの人がまねできない。

④ 3つのハムを連結させた「ハム」を生徒に見せて

それでね、もう一つここで、今度はこの話をしたいんだけど、さあ、これは何でしょう。



— ハム。

羽鳥 ハム。そう。実は、何が「みそ」かというところ、この連結シールの周りがさ、ちょっと見て、ほら、ぎざぎざになってるだろ？ どう？ ところでさ、みんな、知ってるかなあ。ハムを3つ、何で一緒に売るかって知ってる？

— 全然知らない。

羽鳥 知らない？ 何で？ だって、お店の人だったらどうなの？ 1個より3個売った方がもうかるじゃない。

— ははーん。

羽鳥 だから、今ね、この3個売りっていうのが結構、お店の主流なの。

それでね、実はこのAハム会社が特許を持っている。どういう特許かというところ、3つのハムをテープでくっつけて、かつ、ここのそれぞれが簡単に切れるという内容なの。

じゃあ、ここで実演しますね。せーの、ほら。要するに、簡単に切れるんだ。で、残った2つが、このまんまくっついてる。実は連結シールの周りがぎざぎざになってるから簡単に、こう切れるっていうのが特許なんだよ。

— そうするとね、これに特許があると、実はどういう

ことが起こるかっていうと、今日は、こんなにいろいろなメーカーのハムの空き容器を持ってきました。

それで、Bハム会社はただ、くっつけてるだけで、Cハム会社は、「ここからかんたんにはがせます」って表示されていて、ここのところ、シールがくっついてないんだ。それで、ひよっとやると、これがね、ばらばらになるようになってる。

それで例えば、Dハム会社のものは、このくっついてる部分が、「ここからはがせます」となってる。

それで、あと、E社は「簡単にピッ！と切れるシールです」って書いてあって、それぞれ、連結部分が薄くなっていて、簡単に切れるようになってる。

このF社に至っては、その切り口のところを印刷して、はさみで切ってくださいとなってる。

要するに、どういうことかっていうと、ほんとはみんな、Aハム会社のこれを使いたいよ。ところが、Aハム会社がこの特許を持っていると、どこのメーカーも使えなくなっちゃうの。それで仕方なしに、各社ともに、いろんなふうな違うやり方を考えてるわけ。

だから、特許を取るというのは、ほかのメーカーが、同じもの、できなくなっちゃうということ。すごいよね。そういう力があるんだ。

それで、ここに戻るんだけど、知的財産というのは、今、お話ししたみたいに、こういう技術的な、みんなが頭の中で考えたものをまねされないように守っていきましょうという制度なんだ。

(3) 「著作権」に関する授業内容

① ③表示のある「上毛新聞」題字下部分の拡大コピーを生徒に見せて

これ、『×新聞』の一面です。

何を皆さんに言いたいかというところ、『×新聞』題字の下に©って、英語で囲ってあって次に「×新聞社2003年」と書いてある。この©というのは、英語で言うとコピーライトというんだけど、この『×新聞』のこの記事の著作権は×新聞社が持ってますよという表示の印なんだ。「©×新聞社2003年」という表示をすると、この著作権が×新聞社にありますよっていう世界的なお約束になってるわけ。

このように、©マークがあると著作権者がわかりやすいよね。でもこの表示がなくても無方式主義っていうんだけど、日本では著作権が発生するんだよ。

「×新聞社2003年」で、「年」で書いてあります。

何で「年」と書いてあるんでしょ？

羽鳥 実はね、これ、「年」で書いてないとね、電話番号と間違っちゃう人がいるんだって。例えば254の9911ってあるよね。それ、254の2003に電話する人がいるんだってさ。これ、ほんとの話なんだよ。

②創世中等教育学校のホームページコピーを生徒に見せて

この創世のホームページなんだけれども、創世の写真があるよね。どうなんだろう。この写真をさ、勝手に君んちの、例えば君の自宅の写真と取り替えちゃったら、どうなる？

— えらいことになる。

羽鳥 えらいこと。どうしてえらいことになる？

— それはもうあれでしょ、具体的な言葉は出てこないけど……。

羽鳥 そう。でも、何となくわかってくれればいいんだけど、要するに、これの絵がかいてあって、この写真の著作権が創世にあるわけ。だから、例えば、他の学校が、この写真の部分を勝手に差し替えたら、とんでもない話でしょ。だから、そういうことはできないの。できないっていう根拠が、こういう写真とかに著作権があるからなんです。

この著作権というのは、別に届け出さなくたっていいんだ。さっき言ったように、©のマーク書けばいいし、書かなかつたとしても、こういうふうにつくった段階で、もう権利というのは発生してるの。だから、みんなが考えたアイデアを保護していこうということで、特許とか実用新案とかのほかに著作権というのがあります。

(4) まとめ

商品の名前は、商標登録ということで、ほかの人が使っちゃだめだよとなってるよね。さっきの技術的な面、頭の中で考えた、新しい、こういうものをほかの人にまねされないようにということでは、特許とか実用新案とかで保護されてるし、ホームページの話をしましたけれども、こういうふうなホームページの中の写真とか、そういうようなものは著作権ということで法律で保護されているんだよ。

そして、このような目に見えない権利を総称して、知的財産権というんだけど、この権利を保護する仕事をしているのが弁理士なんだ。

Ⅲ. 後半の授業内容 (担当弁理士 伊藤高英)

サブタイトル「発明の“Why”と“How”を考える」

(1) はじめに

伊藤 皆さん、こんにちは。

私も弁理士の伊藤と申します。羽鳥先生と一緒に弁理士です。きょうは皆さんと楽しい授業をしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

(2) “Why”と“How”について

きょうは、テーマ「どうして発明するの」っていうことをやりたいと思います。で、この「どうして」っていうのがありますよねえ。英語で2つ意味があると思うんですけど、まず一つ目、だれかいませんか。

— WHY。

伊藤 WHY。いいですねえ。じゃあ、何かもう一つ、ありますよねえ。

— HOW。

伊藤 それで、WHYって、どういう意味ですか。

「どうして」じゃない意味ね。「どうして」じゃない、もっと違う意味。

— 「なぜ」。

伊藤 そうです。なぜ発明するの。発明する理由ね。じゃあ、このHOWの意味。

— 「いかにして」。

伊藤 「いかにして」。そうです。HOWの方が方法を聞いているのね。発明をする方法を聞いてて、WHYの方がどうして発明するかっていう、発明する理由を聞いてます。この2つを今日のテーマとして話をしていきたいと思います。

(3) 有名な発明者について

それで、皆さんに質問があります。“アメリカ人で発明をする人で有名な人”ってだれか知ってますか。

— エジソン。

伊藤 エジソン。いい答え。それでは皆さん、どうぞ封筒を開いてみてください。

出てきましたか。それがエジソン特許です。エジソンが特許取ったときの特許と明細書。アメリカの特許庁でそういうのをずうっととってあって、今、インターネットでプリントアウトできるようになってます。そうやってエジソンは発明しました。

それからアメリカの人で、あ、こんな人が発明したのっていうふうな人を知ってる人、いますか。

— リンカーン。

伊藤 リンカーン。そうね。リンカーン大統領も特許を出しています。世界の首相とか大統領で特許を持っている人はリンカーンだけです。だからリンカーンは発明のことを考えたり特許のことを考えたり特許の制度を一所懸命国として守ろうということでアメリカを発展させました。そういうことで、リンカーンも頑張っています。

で、リンカーンがした有名な演説を知っている人、いませんか。

— 人民の、人民による、人民のための政治。

伊藤 おっ、すごいな。君。

「人民の、人民による、人民のための政府は永久に地上から消えない」というのをゲティスバーグの演説で行いました。それによって、世界的に民主主義の制度がわかりやすく表現されて、みんなで守っていきこうというふうなことになってます。そういうふうにリンカーンも頑張りました。

じゃあ、日本のノーベル賞をもらった人で発明して特許を持っている最近有名な人がいるんだけど、わかる人、いますか。

— 田中さん。

伊藤 はい、そうですね。田中耕一さんの特許もリンカーンの特許もそこに入れてありますから、英語の辞書引いたりしながら後でよく読んでください。

で、田中さんの特許が何ですごいかというと、その田中さんの特許を基本特許として、その後から続く人たちがみんなその特許を基本に勉強して次の特許を出しています。いっぱい出しています。そういうふうなことをノーベル財団の方できちんと把握していて、去年、ノーベル賞を受賞するという田中さんの名誉あることが出てきました。

(4) なぜ発明をしたのか？

じゃあ、そうやってエジソンとかリンカーンとか田中さんはどうして発明するんでしょうか。WHYです。どうしてリンカーンとかエジソンとか田中さんは発明したんでしょうか。

— お金が欲しい。

伊藤 お金が欲しい。いいねえ。君、経済人になれるよ(笑い)。ほかに。

— 発明したかったから。

伊藤 いいねえ。やっぱりそういう動機がないとだめ。

発明したいっていう動機がないとね、出てこない。じゃあ、その発明したいっていう動機はどこから来るかっていうところ。じゃあ、その後ろの隣の人。



— 好きだから。

伊藤 好きだから。いいねえ。今、金が欲しいとか、好きだからとか、したかったからっていうのが出てきましたけれども、ほかに……。

— えっと、必要だったから。

伊藤 必要—そうね。発明、何かの必要性があるんだよね。必要性っていうのは—どうして必要なんだろうね。その、発明が必要になってくる理由。うん？わかる？

— (沈黙)

伊藤 そう。やっぱりさあ、みんな、必要性っていうのはさ、みんなのためになりたいとか、人類のためになりたいとか、田中さんみたいに遺伝子に関連するので医療に役立ちたいとか、そういうふうなことがあるよね。で、また、金をもうけたいっていうこと、これももちろんあります。大きな企業なんかは、企業を運営していくためにはきちんといい製品を出して、みんなにそれを買ってもらって、企業を動かしていく。そういうためには金をもうけないといけない。これも立派な理由です。みんなで頑張りましょう。

じゃあ、その次、HOW。じゃ、どのようにして発明をするんでしょうか。

— 研究。

伊藤 研究。あ、いいですね。研究。いい言葉。じゃ、その前の人。ほかに何か……

— 物の発想を—物の発想……

伊藤 うん？

— 物の発想……

伊藤 物を発想する？ほんと。それは例えば天才みたいなこと？

— これとこれを合体させたらああいうようになるんだという……

伊藤 おお、いいねえ。やっぱりすごいね。3年生。じゃあ、どうする。これとこれを合体するとか、そういうふうなことをこう、勉強するよねえ。

(5) 「温故知新」について

で、僕がきょう用意してきた四文字熟語があります。あててみて。

— 温故知新。

伊藤 じゃあ温故知新ってさあ、どういう意味？

これさ、「故（ふる）きを温（たず）ね、新（あた）らしきを知る」っていうふうを読むのね。それを四文字熟語で温故知新と。で、そういうふう古いことをみんな勉強して、これはどうなってるのかな、どうして発明したのかな、この発明、どうなってるのかなっていうことを一所懸命勉強して、新しいことを知る。考え出す。

みんなが赤ちゃんのときから今までに、お父さん、お母さんとか、先生とか、地域の人からみんな教えてもらって、物まねしながら、いろんなことを学びますよね。そういうふうにして、いろんなことを学んで、それを自分の考え方の中の潜在的能力に入れて、新しいことを考え出す。そうすると、発明が生まれてくる、HOW が出てくるということです。

(6) コクヨの「プニョプニョピン⁽¹⁾」を生徒全員に配布して

それで、今度、具体的なものでこの WHY と HOW をやります。ここにコルクボードを用意しました。ここには黒い画びょうが2個ついてます。それからこういうのがついてる画びょうと、きょう話題になるこれが「プニョプニョピン」ですね。

それで、これはある理由のために発明されたのね。この WHY ね。どうしてこれができてきたかっていうふうなことを考えてみたいと思います。

【古い画びょうの分析】

この古い画びょうが、何かちょっとみんな使ってた、不便なこと、ありませんでしたか。

— 手に刺さる。

伊藤 手に刺さる。危ないね。それからほかにありませんか。

— 取りづらい。

伊藤 取りづらい。そうだよ。ここのつめが強い人はいいけど。赤ちゃんなんて取れないよね。それから何かあるかな。

— 抜けなくなる。

伊藤 抜けなくなる。そう。

【ボールの頭付き画びょうの分析】

それで、この取りづらいついていうのをこれは改良してるよね。ちょっと長いから、どうやっても軽く取れる。

でも、これ、まだ、こっちにあった、最初のものにあった不便なところ、あるよねえ。

— 刺さる。

伊藤 刺さっちゃうよね。要するにけがしちやいます。その辺に「ぼとん」と落としてもけがしちゃう。

【プニョプニョピンの分析】

それを改良したのが皆さんの手元にあるこれ。「プニョプニョピン」です。これは何で、どういうふうにしてできていますか？ ほかの画びょうと違うところをちょっと見つけてください。何か違うところがありますか。

— ゴムがついてる。

伊藤 ゴムがついてる。いいですねえ。このゴムの形はどういうふうになってますか。

針を囲んでる。そうね。針の外側まで囲んでるゴムだから—何がいい？

— (沈黙)

伊藤 傷つかないよね。痛くない。それからこれがゴムできてますねえ。ゴムできて理由は何かあるかな。考えられる？

— さわっても安全。

伊藤 うん。さわっても安全。それから？

— 突き抜けやすい。

伊藤 あ、そうそう。突き抜ける。これが固いプラスチックでできてたら、刺せないよね。このゴムでできてから突き刺せる。

ほかにまだいいところ、あるかな。

— 刺さらない。

伊藤 そう、そう、そう。これがまず刺さらないっていうことね。そのほかに……。で、このゴムでできてないと、こう、一回使うじゃない？ で、こう抜いたときにこの形が戻らない。ね。だから何回も使えるっていうこと、ゴムで。そういうふうな意味があります。だから、そういうふうな WHY と HOW が、これもよく考えるとおもしろいことがあるでしょ？ ね。

(7) ファイル綴用の「プクリップ⁽²⁾」を生徒全員に配布して

それから、次に皆さんのところに「プクリップ？」ってありますよねえ。この特許明細書、公報、あるでしょう？ で、この特許の公報の一番上のところに左右にこう、表みたいになってますよねえ。その表のところの右側の半分が一番下のところ、代理人っていう欄があるでしょう？ この特許は羽鳥巨先生が出願して一特許を特許庁に出願して特許を取ってあげました、発明者のかわりに。そういうふうなことを弁理士の職業ではやってます。

そして、じゃあ、これはどうしてこの「プクリップ」ができたかっていう理由ね。物をとじるものとして一番最初考えられるのは、みんな小さいころから使ってる、ホッチキスね。ホッチキスでとじることはとじられるんだけど、何か不便なこと、ありませんか。

— 外しにくい。

伊藤 そう。外しにくい。コピーとるとき外しにくいよねえ。あと、一度とじちゃうと簡単に増やせないよね。例えば10枚とじて、全部で20枚にしたいんだけどっていったとき、もう一回、大きいホッチキスでやったりしますねえ。そういうふういろんな不便がある。それからいろんなクリップもあるんだけど、ちょっと大きくてはみ出しちゃうよね。そういうふうな感じでこの「プクリップ」ができてきました。

じゃ、使い方はどうするかっていうと、こういうふうにして、ここ、段差がありますよね。この段差がみそなの。この段差があるから、こう、「ひゅっ」とこっちへ刺して、隣に刺して、ほら、とまった。この段差がないと、この、こういう厚いものもとじられないのね。だからこういうふうな感じでHOWがある。どのようにしてつくったかっていう理由がいっぱいある。

じゃあ、ここに穴があいているのはどういう理由ですか。2つの穴。

— ファイルとかに便利。

伊藤 ファイルね。用意して来たファイルのここへこうやって、このまま、とじたまま、入れて、ほら、閉じられました。そして、これを「びゅっ」ととめます。増やそうと思ったら、これを外してまた増やして入れることもできるし、このファイルから外して、この書類だけを別に持っていくこともできますよね。そういうふうな感じでいろんなことができるようになります。

(8) 発明できるのはだれ？

それで、こういう発明を生むことができる人、発明をすることができる人はだれでしょうっていう話です。ロボットは発明できますか。

— 相当頭がよければ。

伊藤 ああ、いいねえ。今のところまだ発明できるようなロボットがないっていうふうに私は聞いてますよ。じゃ、だれが発明すること、できるの。

— 人間？

伊藤 そうです。人間なんです。いい言葉が出てきました。人間ね。人間しか発明することができない。それなので、先ほど羽鳥先生が言ったようにだれかが考えたことはみんな大切にしなうっていうことになるし、一所懸命考えるには温故知新でやらないといけない。そういうふうに人間しか考えることができない。で、それは皆さんのように若くって、すごく弾力的に物を考えることができる人たちです。私はそういうふうに弾力的に物を考えることができる皆さん方がこれからどんどん発明していくことを期待しております。

(9) まとめ

それから、知的財産の世界には発明する人もいるし、弁理士のようにそれを保護するような人もいるし、特許庁のように出願されたものが特許になるかどうかを審査して、それを特許にしたり実用新案にしたり意匠にしたり商標にしたりするところがあります。

今その封筒の中の「弁理士新世紀」5ページ、6ページに知的財産権について簡単に表にまとめたものがあります。それを見たりしているんな発明のことや知的財産権のワールド、世界のことをこれから考えて、これからまた勉強したり部活をやったり、それからいろんな生活をしたりしていくときに、このWHYとHOWをいつも考えながら、いろんなことにトライしていつて、田中さんのような発明をしたり、それを保護したりするような人の世界があるっていうことを考えて、楽しい学校生活を送ってもらいたいと思います。

それでは私のお話はここまでです。どうもありがとうございました。

注

(1)「プニョプニョピン」はコクヨ株式会社の登録商標です。

(2)「プクリップ」は三貴物産株式会社の登録商標です。

(原稿受領 2003.10.8)